

築地まちづくり検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 「築地まちづくりの大きな視点」(平成30年5月)を踏まえ、築地まちづくり庁内検討会(以下「検討会」という。)と連携し、東京都において策定する「築地まちづくり方針(仮称)」(以下「まちづくり方針」という。)の原案を検討し、取りまとめるため、築地まちづくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について取り扱う。

- (1) 「まちづくり方針」原案の取りまとめ
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があったときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 委員会は非公開とする。
- 4 委員会の次第及び議事概要は、委員会の終了後に公開し、資料及び議事録は、まちづくり方針の策定・公表後に公開する。ただし、座長が必要と認める場合には、公開しないことができる。

(事前打合せ)

第6条 座長は、円滑に委員会を開催するため、別表に掲げる者を招集し、事前に打合せを行うことができる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を前項の打合せに出席させることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課及び政策企画局調整部政策課とする。

(守秘義務)

第8条 別表に掲げる者及び第5条第2項又は第6条第2項の規定により会議に出席した委員以外の者は、委員会及び打合せにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成30年(2018年)7月18日に施行し、まちづくり方針の公表日にその効力を失う。

別表 委員会名簿

| 職 | 区分 | 所属・役職等 | |
|----------------------|----|--------------------|-----------|
| 座長 | 学識 | 日本大学工学部 特任教授 | 岸井 隆幸 |
| 副座長 | | ビジネス・ブレークスルー大学 副学長 | 宇田 左近 |
| | | 東京工業大学大学院 教授 | 中井 検裕 |
| 委員 | 行政 | 政策企画局 | 政策担当部長 |
| | | 財務局 | 主計部長 |
| | | | 財産運用部長 |
| | | 都市整備局 | 都市づくり政策部長 |
| | | | 都市基盤部長 |
| | | | 交通政策担当部長 |
| | | 建設局 | 道路建設部長 |
| | | | 公園緑地部長 |
| | | | 河川部長 |
| | | 港湾局 | 企画担当部長 |
| | | 中央区 | 都市整備部長 |
| | | 港区 | 街づくり支援部長 |
| 事務局 | | | |
| 都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 | | | |
| 政策企画局調整部政策課 | | | |